

三重県公設試験研究機関知的財産方針

1 基本理念

平成18年3月に策定された「三重県知的財産戦略ビジョン」（以下「ビジョン」という。）において、三重県の産業や社会の活性化を図るうえで重要な役割を担う「知的財産」の創造・保護・活用等について、産学官さらには県民が、それぞれの立場で進めていくべき取組の方向性が提示されました。

三重県においては、知的財産創造の主要な担い手の一つとして、公設試験研究機関である保健環境研究所、農業研究所、畜産研究所、林業研究所、水産研究所及び工業研究所、と、雇用経済部ものづくり推進課並びに関係課（以下「各研究所等」という。）が連携し、「産業振興、環境創造、健康・安全へ貢献できる技術の開発」、「県内産業の振興と地域課題の解決を図るための地域ニーズを踏まえた研究開発と技術の移転」及び「社会に開かれた研究機関として、生活者の豊かな暮らしに貢献するための技術支援と科学技術の普及」を図るために、多様な活動を行ってきました。

今後は、このビジョンの理念を具現化し、社会や産業の発展にいつそう貢献できるよう、その知的財産に関する戦略的な取組を強化するため「三重県公設試験研究機関知的財産方針」（以下「本方針」という。）を定め、知的財産を生かした三重県産業の知識集約化、地域づくり、県民の豊かな生活の実現にいつそう寄与していくことをめざします。

本方針はこうした認識のもと、各研究所等の知的財産に関する取組方向を示すものです。

2 方針が対象とする「知的財産（権）」

本方針が対象とする知的財産とは、「新しい知恵」（＝時代や社会の動向を見据えて、従来とは異なる新しい分野や新しい技術を開発する知恵）や「独自の知恵」（＝自らが過去から積み上げてきた技術やノウハウに磨きをかけた知恵）などの、主として産業の面から生み出された知恵全般のことです。

また、本方針が対象とする知的財産権とは、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）です。それに加えて、必要に応じて、データベース・プログラム等の著作権、半導体チップの回路配置利用権や、不正競争防止法上のノウハウ保護等も視野に入れて研究開発の成果の保護等を進めていきます。

3 基本方針

各研究所等は、以下の基本方針により、知的財産に関する戦略的な取組を推進します。

- (1) 知的財産に関する環境づくりの推進
- (2) 知的財産を創造する研究開発の推進
- (3) 知的財産を保護（権利化）する取組の充実
- (4) 知的財産の活用（特許権等の実施許諾）および技術移転の促進

4 基本方針に基づく取組の展開について

(1) 知的財産に関する環境づくりの推進

各研究所等は、各所属内における知的財産活動を推進するだけでなく、三重県の産業が知識集約化することをめざし、知的財産への関心を高めるための環境づくりとして、以下の具体的取組を推進します。

- ① 知的財産を大切にす意識づくり、人づくりを進めるため、様々な主体と協力しつつ、普及啓発活動を行います。
- ② 知的財産に関する様々な情報の入手、相談窓口の充実などを進め、県内企業の知的財産に対するニーズに応えます。

(2) 知的財産を創造する研究開発の推進

知的財産を創造する研究開発を戦略的に推進し、本県産業の知識集約化等に寄与するためには、①知的財産の有効性を理解し、その創造に積極的に取り組む研究者を育成すること、②社会や産業に貢献できる知的財産の創造を重視した研究開発を推進していくこと、③研究者の創造的研究を奨励する仕組みを整えること、④知的財産が創出される環境整備を推進していくことが必要です。そのために、以下の具体的取組を推進します。

- ① 各研究所等の研究員等の、知的財産に関する知識を向上させるために、研修、セミナー及び学会等への参加の機会を積極的に確保するよう努めます。
- ② 研究の計画段階から適切な技術移転構想を立てて研究を実施します。また、産学官等の連携による共同研究が円滑に推進され、積極的な知的財産の創造がなされるよう、企業等が共同研究に参加する環境や条件を整備します。

- ③ 知的財産を創造しやすい環境づくりのため、研究人材、研究資金、研究設備、知的財産サポート体制等の基盤を整備し、効果的で効率的な事業の執行に努めます。
- ④ 登録補償金及び実施補償金による研究員へのインセンティブの付与、研究業績の適正な評価を行い、知的財産の創出意欲を高めるよう工夫します。

(3) 知的財産を保護する取組の充実

○知的財産の保護（権利化）の必要性

各研究所等は、県内において知的財産の創造の一翼を担う機関であるものの、自らその成果を事業化することのない不実施機関です。しかし、各研究所等が創造した知的財産については、企業等に技術移転等を行い成果の実用化に発展させることで、県内産業の知識集約化に貢献することができます。

ただし、この前提として、企業等に移転等を行う知的財産が法的に保護されたものでないと、それを用いて事業化を進めた企業等に不測の損害を与える事態が生じる可能性があるため、各研究所が創造した知的財産を権利化して保護することに適宜、適切に取り組みます。

○知的財産の保護（権利化）の有効性

各研究所等が創造した知的財産を権利化し保護することで、研究成果（発明）の移転先企業等は、その研究成果（発明）が他者の権利を侵害していないことにつき一定の確証を持てるほか、他者が研究成果（発明）を不法に侵害するリスクを低減でき、侵害された場合は法的な対抗措置をとることができるので、当該企業等が事業化を行うにあたっての、「安全」「安心」の度合を高めることができます。

上記のような背景を踏まえ、各研究所等が創造した知的財産を、産業財産権及び植物新品种として権利化し保護するため、以下の取組を行います。

- ① 研究成果から創出された知的財産の保護（権利化）にあたっては、技術移転を行ううえで有効であるか等その研究の目的・性質に照らして適切に判断し、効率的な権利化を進めていきます。研究目的を達成するうえで、特許等の権利化を必要としないものや、権利化することにより、かえって成果の社会への還元を支障が生じるものについては、論文等により公表していくこととします。
- ② 企業等との共同研究により創出された知的財産については、共同研究先が知的財産権化を望む場合には、後続の研究開発での改良発明等がなされた場合等における（発明実施

に係る) 権利関係等も考慮したうえで、その持ち分に応じて公有財産として権利化を図っていきます。

- ③ 研究成果が知的財産としての権利化の可能性及び事業性等を有すると確認したときは、原則として論文等により公表する前に、速やかに「三重県職員の職務発明等に関する規程」にもとづき、発明等届を提出し、職務発明等審査会の審議を経るものとします。
- ④ 職務発明等審査会では、各研究所等から提出された発明等の研究成果について、事業性等を評価したうえで、当該発明等を権利化することが県民の利益につながるかについても十分に検討し、権利化すべきと判断した場合には、速やかに知的財産として権利化します。
- ⑤ 出願の判断、審査請求の判断及び保有特許等の維持判断について、適切な基準を設け、限られた事業費を「知的財産管理事務取扱マニュアル」に基づき効率的に執行してまいります。
- ⑥ 県が保有する知的財産権について、共有者、実施企業や技術移転先企業、さらに、関係団体等とも連携し、権利侵害の恐れがある行為に関する情報などを収集し、必要があれば、これら機関と協力しつつ、対応してまいります。

(4) 知的財産の活用および技術移転の促進

各研究所等で創造された知的財産が、社会、産業に活用されることにより、県内産業の振興と県民生活の豊かさの向上に寄与することになるので、各研究所の知的財産が企業等へ円滑に技術移転され、産業の振興、環境創造、健康・安心などの社会貢献と科学技術の向上を実現できるよう、以下の具体的取組を推進します。

- ① 県が保有する知的財産権を有効活用するため、ホームページや各種冊子等で情報提供を行ってまいります。
- ② 県が保有する知的財産が企業等へ円滑に技術移転されるよう、特許等の取得後はもとより、研究段階から、あらゆる機会を通じて企業のニーズ等を把握するように努めます。
- ③ 知的財産の移転を促進するため、ホームページ等での情報提供を充実し、展示会等での積極的な宣伝広報活動を継続的に行います。また、(公財)三重県産業支援センター、(株)三重ティーエルオー等に保有特許等の情報を適宜提供し、情報の共有化に努めます。

④ 各研究所等が保有する知的財産を、技術相談や技術支援における活用に努めます。また、知的財産を活用した外部資金の導入や、実用化に向けた企業との共同研究など、知的財産を活用した研究活動の推進に努めます。

(5) その他以下の事項に留意して事業を執行します。

① 産業界の技術動向を踏まえ、関係する法制度を熟知し、社会経済情勢に対応して知的財産を適切にマネジメントできる専門知識を持った職員を育成します。

② 各研究所等の研究成果が社会に還元され、その発展に貢献していると県民から認知されて社会的信頼を持続して得られるよう、適切な情報開示に努めます。

③ 各研究所等が所有する研究成果及び発明等の管理を適切に行い、特に、研究内容に関する機密保持等は厳格に行います。

5 組織、体制の整備

(1) 各研究所等の知的財産を統括する部署を雇用経済部ものづくり推進課とします。

(2) 各研究所に知的財産担当者を置き、知的財産に関して円滑な事務を行います。

(3) 各研究所等以外の行政機関、研究機関、高等教育機関、(株)三重ティーエルオー、(公財)三重県産業支援センター、日本弁理士会、(公社)発明協会、(一社)発明推進協会、(一社)三重県発明協会、民間企業等と一層の連携を図ります。

6 その他

その他、本方針に定めのない項目で、知的財産の管理に関わる細則は、別に定める「知的財産管理事務取扱マニュアル」において規定します。

附則

この方針は、平成19年3月16日から施行する。

この方針は、平成23年3月31日から施行する。

この方針は、平成28年6月1日から施行する。